

第 32 回

宍粟市国民健康保険運営協議会



日時 平成 29 年 9 月 7 日(木)午後 2 時～

会場 宍粟市役所 3 階 庁議室

宍粟市

市民生活部 健康福祉部

資料目次

| | |
|----------------------------|------|
| • 平成29年度宍粟市国民健康保険事業計画 | … 1 |
| • 平成29年度宍粟市国民健康保険保健事業実施計画 | … 5 |
| • 平成28年度国民健康保険事業特別会計決算 | … 8 |
| • 平成29年度国民健康保険事業特別会計予算 | |
| • 国民健康保険制度の概要 | … 9 |
| • 国民健康保険財政の仕組み | … 10 |
| • 国民健康保険事業用語説明 | … 11 |
| • 国民健康保険加入被保険者数等の状況 | … 17 |
| • 国民健康保険税年度別調定・収納状況 | … 18 |
| • 国民健康保険税滞納額の推移 | … 19 |
| • 医療費の推移（H24～H28年度） | … 20 |
| • 平成27年度1人あたり保険税額と給付費 | … 21 |
| • 平成27年度1人あたり保険税額と医療費 | … 22 |
| • 特定健診・特定保健指導窓口配付チラシ | … 23 |
| • 平成28年度医療費適正化関係事業取り組み内容報告 | … 25 |



平成 29 年度宍粟市国民健康保険事業計画

1. 計画の目的

市町村国民健康保険は、職域単位の健康保険や共済組合に加入しない人が対象で、国民皆保険制度の中核として、医療保険制度の基盤的な役割を果たしているところであり、今後さらに進展する少子・高齢化社会においての役割は一層重要であると考えられる。

しかし市町村国民健康保険は、制度的に低所得者層や高齢者層の加入者が多いため、医療費の水準は高く所得は低い水準にあることから、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えている。さらに高度医療の普及や団塊の世代層の前期高齢者への移行等による医療費の増加により、事業運営は年々厳しくなっているが、30 年度からの国保広域化等社会保障制度改革の動向等を注視しながら、運営を維持していく努力が必要である。

本計画は、このような状況を踏まえ、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持や増進を図るとともに、必要となる保険給付を行うため、平成 29 年度における運営の基本方針及び主要事業と主な取り組みについて定めるものである。

2. 基本方針

当市では、必要最低限の保険税率等の改正や基金の取り崩しにより国民健康保険事業の運営を行っており、平成 22 年度には平成 21 年の水害被災による市民生活への配慮の観点から一般会計からの法定外繰入を実施した。また、平成 27 年度は全国的な医療費増加の傾向同様、宍粟市でも医療費が大きく上昇し厳しい運営となり、基金全額を取り崩し、対応した。

このような中、平成 28 年度は、関係部署との協議連携を図りながら特定健診検査等の保健事業の実施強化はもとより、適正受診の呼びかけやジェネリック医薬品の使用推進など、医療費適正化の取組を強化し、国民健康保健事業運営の健全化を図ってきたところである。

平成 29 年度においては、平成 30 年度からの広域化にむけ、更に市の実態を捉えた協議等を行い、円滑な移行への体制整備を行うとともに、適正な資格適用の推進や保険者努力支援制度の取組による財源の確保などにより、運営の健全化に努めるものとする。

3. 主要事業

- (1) 適正な資格適用の推進
- (2) 収納率向上対策の推進
- (3) 医療費適正化の推進
- (4) 保健事業の推進

(5) 広報啓発事業の推進

4. 取り組み

(1) 適正な資格適用の推進

①被保険者資格の適正化について

ア 国民年金第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、被用者保険等の資格を取得した人に対して届出の勧奨を行う。また、被用者保険等の被扶養者としての勧奨も行う。

イ 被保険者資格の的確な把握を行うため、未申告者、擬制世帯、単身世帯を対象として調査を行い、適用の適正化に努める。

ウ 国民年金受給者情報を活用し、退職者医療制度の要件を満たしている人に対し職権適用を行う。(被扶養者含む)

(2) 収納率向上対策の推進

①徴収嘱託員の配置について

徴収部門との連携を強化し、収納嘱託員により訪問や電話による納税督励を行い、初期・少額のうちに滞納者に接することにより、滞納額が累積する前に早期解消を図る。

②口座振替制度、コンビニ納付、クレジット納付の利用促進について

納期内納付を推進するため、パンフレットやチラシによる啓発を実施する。新規加入時には口座振替制度やコンビニ納付、クレジット納付について説明し、利用を促進する。

また、キャッシュカードを利用したペイジー口座振替制度についても周知啓発を図る。

③短期被保険者証及び資格証明書の交付について

滞納世帯については、分納誓約を締結し、納付状況を確認したうえで短期被保険者証を交付する。また、納税相談や弁明書提出の機会を利用して収納率向上に努める。

なお、納付催告や納税相談等に一向に応じない場合は、税の公平負担の観点から資格証明書を交付するものとし、交付に際しては、資格担当部門と徴収担当部門とが調整し、適正に交付する。

④適正な滞納整理の実施について

納税意思の見極めを行い、納付が見込まれない場合は財産調査等を実施し、適正な滞納整理を行う。

(3) 医療費適正化の推進

① レセプト点検の実施について

医療機関から請求されたレセプトについて、診療内容や資格の点検を実施し、内容に疑義がある場合は過誤調整や再審査請求を行う。無資格者については、医療機関への返戻や被保険者への返還請求を行うなど、適正な医療費請求に基づく保険者負担に努める。

② 医療費通知について

健康に対する認識や適正受診の必要性について理解を得るために、受診状況の確認と自己負担分のみならず、医療費全体の内容が把握できる通知書を年6回送付する。

さらに、特定健診会場において国保加入者及び後期高齢者並びに被用者保険加入者にパンフレットを配布し、医療費適正化に努める。

③ 後発医薬品の普及促進について

患者負担の軽減と医療費の抑制を図るために、医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力を得て、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に努める。

差額通知については、昨年度2回実施した差額通知を4回実施するとともに、昨年度にひきつづき分析等を含めて業務委託し、後発医薬品への切替え状況や医療費削減効果を把握することで、啓発活動の促進を図る。

④ 第三者行為求償事務について

交通事故など第三者により傷病を受けたことによると思われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当するものについては、兵庫県国民健康保険団体連合会と連携し、加害者等に対し適正な求償を行う。

⑤ 重複受診者及び頻回受診者に対する訪問指導について

同病名での複数医療機関受診者や複数医療機関での同一薬剤処方者を抽出し、保健師と連携して訪問指導等を実施することで、被保険者にとってより適切な受診状況をめざすとともに、医療費の適正化に努める。

(4) 保健事業の推進

① 特定健診について

ア 宍粟市第2期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の発症を予防するため、40歳から74歳までの被保険者全員を対象として健康診査を実施する。

イ 特定健康診査の未受診者対策として、健康づくりポイント事業の対象に特定健診の受診を掲げ、広報誌等で市民への事業周知し、受診啓発に努める。

②特定保健指導について

宍粟市第2期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査の結果「積極的支援、動機付け支援」に階層化された被保険者を対象として、生活習慣の改善や生活習慣病の予防に努める。

③歯周疾患（病）健診の実施について

歯科医師会の協力を得て28年度に実施したモデル事業に引き続き、29年度は特定健診会場のうち5会場において、歯科健診を実施し、歯周疾患（病）の早期発見、早期治療につなげるとともに、歯の健康への意識啓発を図る。

④その他保健事業の実施について

特定健診以外にも健康づくり事業、スポーツ推進とあわせた特定運動指導や糖尿病等の重症化予防事業等に取り組む。

⑤第1期データヘルス計画及び第2期特定健康診査等実施計画について

PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを策定目的とした第1期データヘルス計画と第2期特定健康診査等実施計画が平成29年度で計画期間が満了となるため、特定健診のデータ分析や保健事業の実施評価などを踏まえ、30年度から5年を期間とする次期計画の策定を行う。

（5）広報啓発事業の推進

①広報媒体の活用

広報誌や市ホームページ、レーテン通信、しそうチャンネルなどのあらゆる広報媒体に、国民健康保険の資格取得喪失の手続きや保険税の納付方法、納付期限などについて記事掲載等し、広く市民への周知啓発を図る。

②パンフレット等の配布

年次更新や新規加入時、特定健診会場などで、適時に対象者等へパンフレットやちらし等を配布することで、被保険者の国保制度に関する認識を高める。

平成 29 年度宍粟市国民健康保険保健事業実施計画

1. 事業の目的

宍粟市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に向け、総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針等に基づき、事業を実施する。

2. 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を推進し、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。

(2) 普及啓発事業実施

広い年齢層の被保険者に生活習慣病の予防の必要性について普及啓発を実施する。

また、医療費抑制のために特定健診・がん検診会場で医療費適正化を推進するため啓発活動を実施する。

(3) 健康教育事業及び健康相談事業の推進

特定健康診査受診者を対象に多様な健康教育を行うとともに、特定健康診査等の受診結果を基に被保険者ごとに健康相談を実施する。

(4) データヘルス計画に基づいた保健事業の推進

データヘルス計画に基づき、生活習慣病の予防や重症化の防止を図る事業を実施する。

(5) 推進体制の整備

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図る。

3. 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

(1) 特定健康診査事業

第2期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査の実施により、被保険者の健康を確保しつつ、医療費の抑制を図る。

基本的な健診項目のほか、市の独自項目を検査項目として追加し、検査内容の充実を図る。

◎平成29年度受診率目標値 60%

【実施方法】 委託

- ・集団健診（対象：40歳以上の被保険者）
- ・若年者（39歳以下）に対して受診機会を提供する。
- ・特定健康診査対象者のうち、申込みをしているが受診していない者、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の節目年齢者で受診していない者、毎年受診しているが今年度申込みを忘れている者に受診勧奨通知を送付する。

(2) 特定保健指導事業

第2期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査の結果から動機付け支援及び積極的支援対象者に生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。

◎平成29年度実施率目標値 60%

【実施方法】 市

- ・動機付け支援
- ・積極的支援

(3) 訪問指導事業

頻回受診・重複受診者に対し、市民課で対象者の抽出及び適正受診についての通知を行い、保健師等と連携し訪問指導等を実施する。

(4) 歯周疾患（病）健診の実施について

被保険者の健康の増進を図るため、特定健診会場で計5回歯科医師による無料健診を実施し、歯周疾患（病）の早期発見、早期治療につなげるとともに、歯の健康への意識啓発を図る。（対象者：40歳以上）

また、59歳以下を対象に歯科に関する問診票を送付し、健診日当日持参した者を対象に歯科衛生士による歯周病予防指導を実施する。

個別妊婦歯科健診を今年度から実施する。

(5) 普及啓発事業

医療費の適正化を図るため、診療を受けた被保険者に対して、2か月に1回医療費通知を送付する。

医療費の軽減を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知書を年4回送付し、後発医薬品希望シールや希望カードを配布する。

(6) 健康教育事業及び健康相談事業

特定健康診査受診者を対象に、健診後月1～2回運動教室、栄養教室を開催する。

健診当日に受診者を対象とした健康相談を実施する。

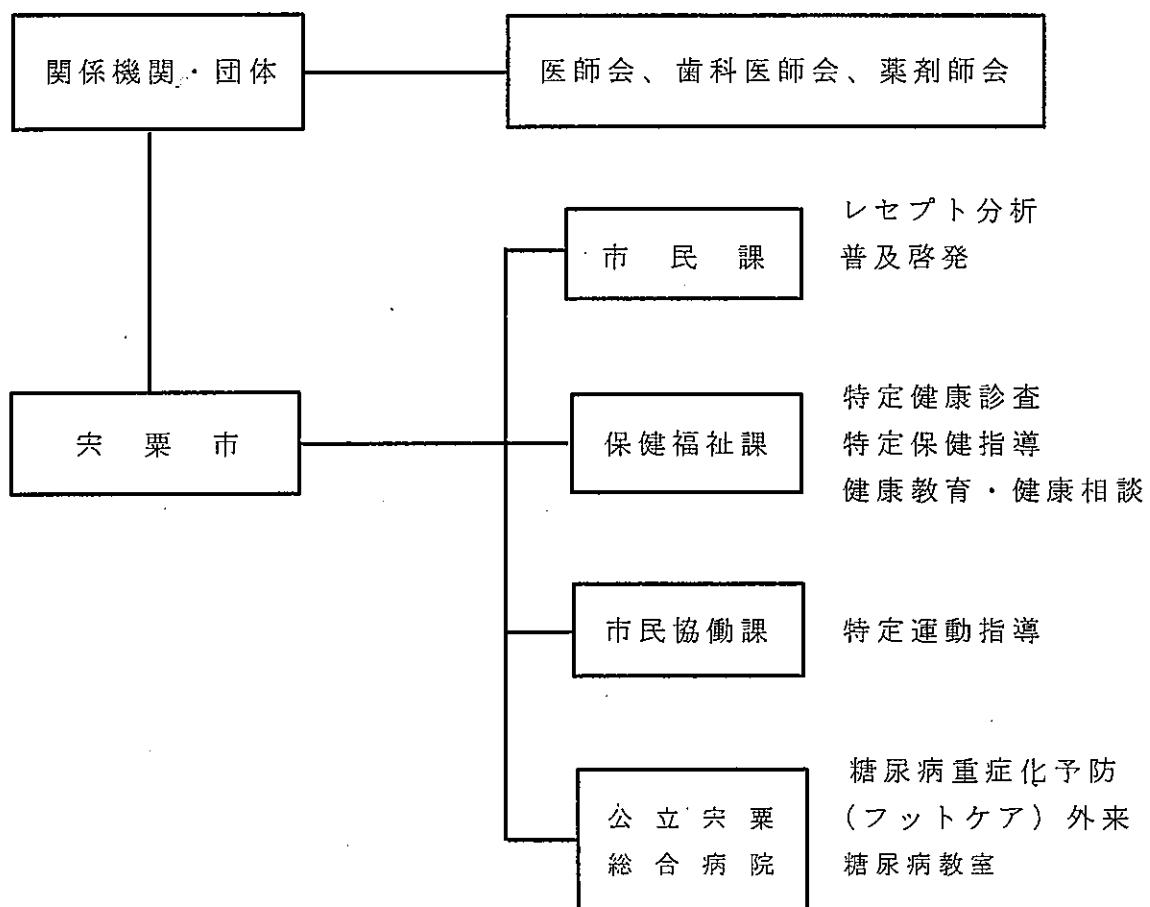
(7) データヘルス計画に基づいた保健事業の推進

データヘルス計画に基づき保健事業を実施する。

- ・生活習慣病の未治療の被保険者を医療機関につなぎ、早期受診を勧奨する。
- ・生活習慣病の発症・重症化予防のため、スポーツ推進とあわせた特定運動指導を実施する。

4. 推進体制

保健事業の円滑な推進を図るため、推進体制を次のとおりとする。



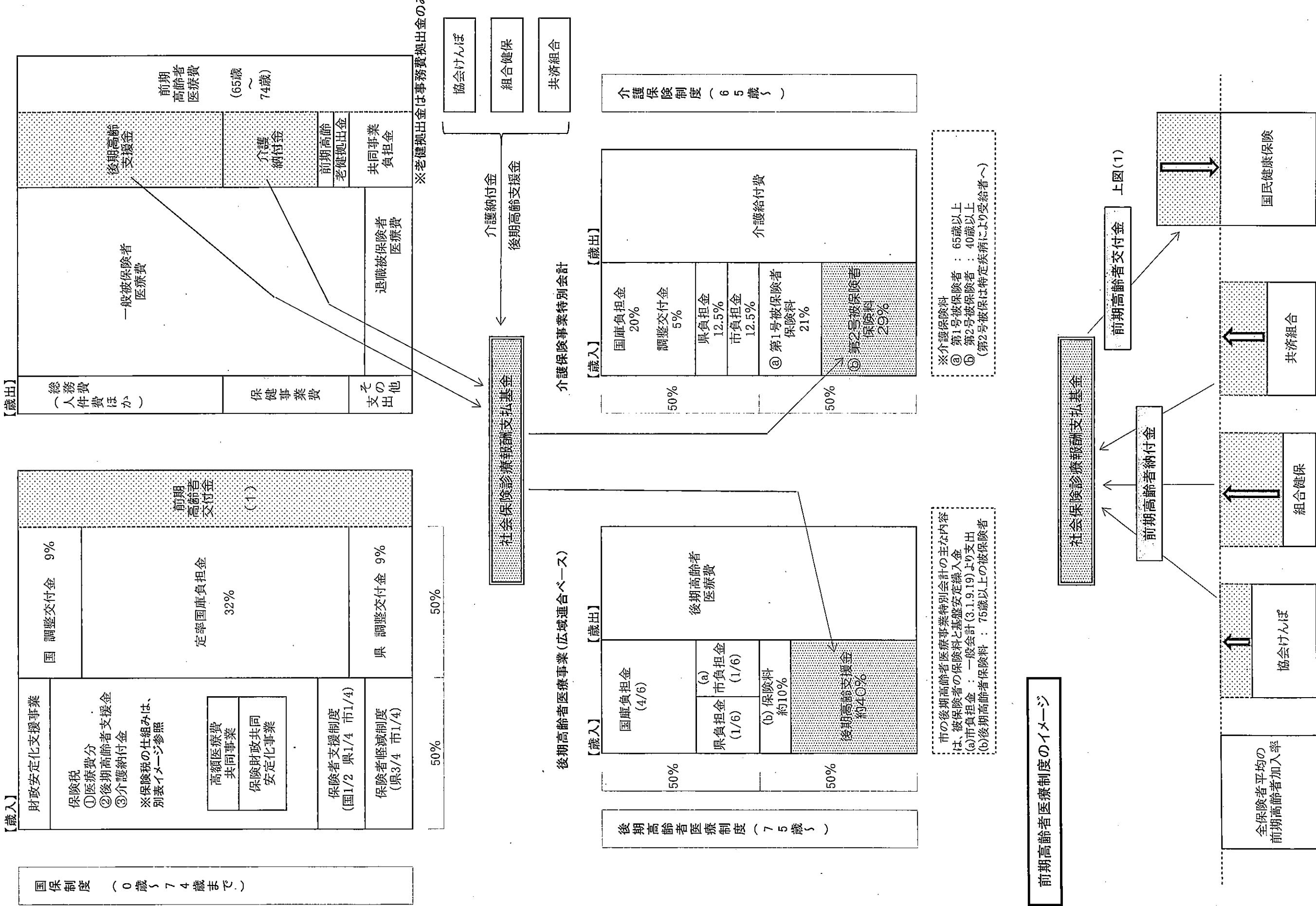
**平成28年度国民健康保険事業特別会計決算
平成29年度国民健康保険事業特別会計予算**

(単位:千円)

| 区分 | | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
|------------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 決算見込額 | 当初予算額 | 9月補正額 | 補正後予算額 |
| 歳入 | 1 国民健康保険税 | 現 年 | 958,325 | 919,990 | △ 10,634 |
| | | 滞 納 繰 越 分 | 60,168 | 64,388 | 64,388 |
| | | 計 | 1,018,493 | 984,378 | △ 10,634 |
| | 2 一部負担金 | | 0 | 4 | 4 |
| | 3 使用料及び手数料 | | 507 | 480 | 480 |
| | 4 国庫支出金 | | 1,022,381 | 958,711 | △ 2,155 |
| | 5 療養給費等交付金 | | 127,775 | 113,382 | △ 22,130 |
| | 6 前期高齢者交付金 | | 1,195,385 | 1,414,919 | 1,033 |
| | 7 県支出金 | | 284,863 | 283,726 | 283,726 |
| | 8 共同事業交付金 | | 1,263,364 | 1,351,282 | 1,351,282 |
| | 9 財産収入 | | 39 | 1 | 1 |
| 歳出 | 10 繰入金 | 一般会計繰入金 | 509,831 | 361,322 | △ 6,545 |
| | | 基金 繰 入 金 | 39 | 0 | 0 |
| | | 計 | 509,870 | 361,322 | △ 6,545 |
| | 11 繰越金 | | 0 | 2 | 15,027 |
| | 12 諸収入 | | 11,021 | 3,319 | 3,319 |
| 歳入合計 | | | 5,433,698 | 5,471,526 | △ 25,404 |
| | | | | | 5,446,122 |
| 歳出 | 1 総務費 | | 75,435 | 102,320 | △ 7,470 |
| | 2 保険給付費等 | 一 般 分 | 2,971,169 | 3,043,529 | △ 276 |
| | | 退 職 分 | 116,528 | 126,101 | △ 34,710 |
| | | そ の 他 給 付 等 | 24,534 | 22,107 | 22,107 |
| | | 計 | 3,112,231 | 3,191,737 | △ 34,986 |
| | 3 後期高齢者支援金等 | | 547,463 | 525,221 | △ 1,554 |
| | 4 前期高齢者納付金等 | | 393 | 1,931 | 21 |
| | 5 老人保健拠出金 | | 19 | 20 | △ 7 |
| | 6 介護納付金 | | 213,666 | 202,477 | △ 2,054 |
| | 7 共同事業拠出金 | | 1,252,116 | 1,351,282 | 1,351,282 |
| | 8 保健事業費 | | 37,930 | 47,030 | 47,030 |
| | 9 基金等積立金 | | 39 | 1 | 1 |
| | 10 公債費 | | 40 | 200 | 200 |
| | 11 諸支出金 | | 27,182 | 19,307 | 20,646 |
| | 12 予備費 | | 0 | 30,000 | 30,000 |
| | 13 前年度繰上充用金 | | 152,155 | 0 | 0 |
| 歳出合計 | | | 5,418,669 | 5,471,526 | △ 25,404 |
| | | | | | 5,446,122 |
| 差引収支額（歳入合計－歳出合計） | | | 15,029 | 0 | 0 |

国民健康保険制度の概要

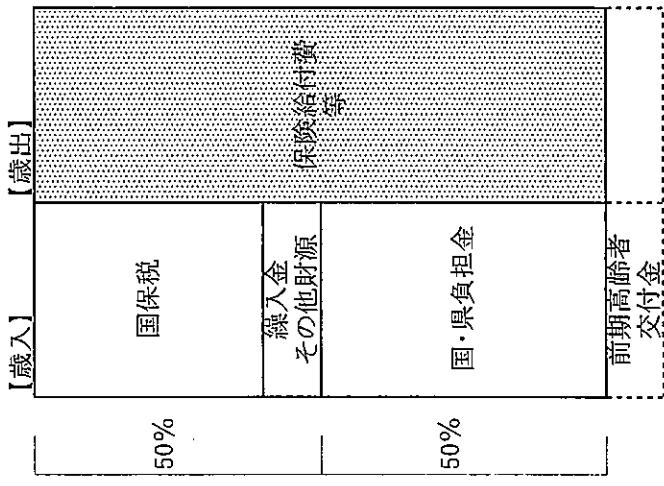
国民健康保険事業特別会計



国民健康保険財政の仕組み

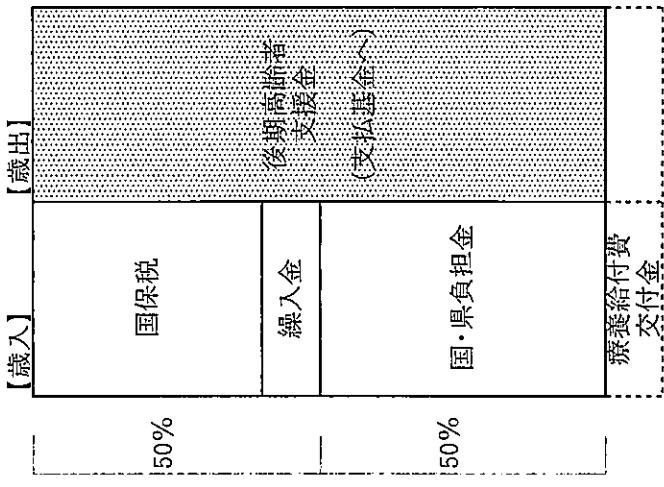
【医療費分のイメージ】

歳出の保険給付費(医療費)に対し
65歳から74歳までの加入者の給付費に
対する前期高齢者交付金を除き、
国保税等50%：国・県負担金50%
が財源として賄われる。
(保険税を納める人は、加入者全員)



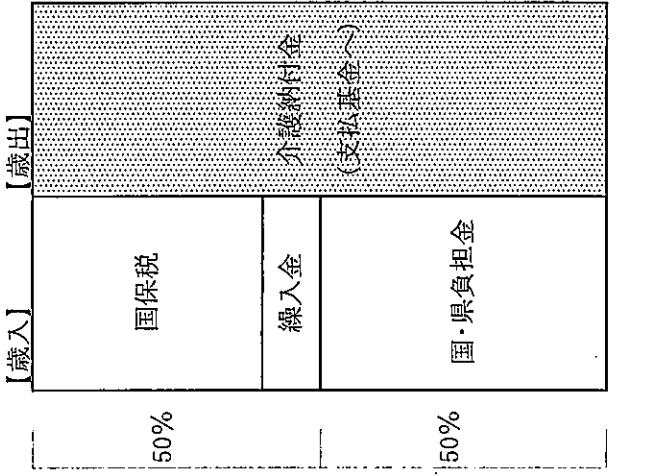
【後期高齢者支援金分のイメージ】

歳出の後期高齢者支援金に対し、退職者医療制度にかかる負担金分として交付される療養給付費交付金を除き、
国保税等50%：国・県負担金50%
が財源として賄われる。
(保険税を納める人は、加入者全員)



【介護納付金分のイメージ】

歳出の介護納付金に対し、
国保税等50%：国・県負担金50%
が財源として賄われる。
(保険税を納める人は、40～64歳)
(保険税を納める人は、加入者全員)



国民健康保険事業 用語説明

| 区分 | 用語 | 説明 |
|------|---------------------|---|
| 制度 | 国民健康保険事業特別会計 | 市町村における国保事業を行うための費用の経理を、一般会計と区別して設けられる特別会計 |
| | 保険者 | 国民健康保険事業を行う者(宍粟市) |
| | 被保険者 | 国保加入者 |
| | (一般被保険者) | 職場の健康保険・後期高齢者医療制度(75歳以上対象)に加入している人や、生活保護を受けている人以外のすべての人 |
| | (退職被保険者等) | 永年、被用者保険(会社の健康保険など)に加入し、退職後に国保に加入了方について、被用者保険と国保との間の退職者の費用負担を是正するため、昭和59年に創設された制度で、その費用について被用者保険から国保に拠出金として繰り入れられる。平成27年3月末に制度は廃止されているが、その時点での退職被保険者65歳到達まで退職被保険者として継続している。退職被保険者65歳到達時まで被扶養者の資格は継続する。 |
| | 国民健康保険税(医療給付費分) | 国民健康保険事業に要する費用として徴収し、医療給付に充てられるもの ※平等割(一世帯当たり一律の額) 均等割(国保加入者数に応じて決まる額) 所得割(世帯の中の国保加入者の前年中の所得に応じて決まる額) 資産割(国保加入者の固定資産税に応じて決まる額) の合計額 |
| | 国民健康保険税(後期高齢者支援金等分) | 国民健康保険事業に要する費用として徴収し、後期高齢者支援金等に充てられるもの |
| 歳入 | 国民健康保険税(介護納付金分) | 国民健康保険事業に要する費用として徴収し、介護納付金に充てられるもの |
| | 療養給付費等負担金【国】 | 保険者が健全な運営を行えるよう、国が一般被保険者の療養給付費等の一部を負担するもの(療養給付費×定率32%) ※当該年の3月診療から翌年2月診療分が対象 ただし、福祉医療対象者の医療費に調整率をかけたり、法定繰入の国県負担分や前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・介護納付金・第三者納付金等を差し引いたものに定率をかけての交付となり、実質32%の交付にはならない。 |
| | 財政調整交付金【国・県】 | 療養給付費等負担金で32%の補助が市町村に一律交付も、市町村の産業構造・住民所得・年齢構成等に差があり、保険税の負担能力・負担額にかなりの格差が存在することから、定率補助だけでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を是正するため市町村に交付される交付金(約9%) その他、特定健診・がん検診受診勧奨の取組や特定保健指導実施率アップの取組、生活習慣病の重症化予防の取組、予防・健康づくりの取組、適正受診・適正服薬の取組、後発医薬品使用促進の取組、地域包括ケアの取組など、保険者努力支援制度の取組状況に応じて、交付金が加算される仕組 |
| | 特定健康診査等負担金【国・県】 | 特定健康診査等事業費(補助対象額)に対して、国・県各1/3の補助 |
| 社保基金 | 高額医療費共同事業負担金【国・県】 | 高額医療費共同事業拠出金に対して、国・県各1/4の補助 |
| | 財政調整補助金【県】 | 県福祉医療費助成事業実施による交付金調整分に対する県補助金 |
| | 療養給付費等交付金 | 退職被保険者等に係る医療給付費に充てるため、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金 |
| | 前期高齢者交付金 | 国の前期高齢者(65歳~74歳)の加入率による財政調整 ※本交付金の財源として各保険者が拠出金《前期高齢者納付金》を支払う |

| 区分 | 用語 | 説明 |
|----|------------------|---|
| 歳入 | 国保連合会 共同事業交付金 | 【高額医療費共同事業】1件80万円以上の医療費が対象 【保険財政共同安定化事業】1件1円以上80万円未満の医療費が対象 ※本交付金の財源として県内市町で調整し拠出金「共同事業拠出金」を支払う ※前年の12月診療から当該年の11月診療分が対象 |
| | 第三者納付金 | 被保険者が交通事故等により国保による治療を受けた場合、その費用を加害者(第三者)から責任割合に応じ損害賠償金として受け入れるもの |
| | 一般会計繰入金 | 一般会計から国民健康保険事業会計へ支出される繰入金 【法定】 ①保険税軽減分(保険基盤安定)…内3/4県補助 ②保険者支援分(〃)…内1/2国・1/4県補助 【法定外(政令で定めるもの)】 ①職員給与費等 ②出産育児一時金等 ③財政安定化支援事業(高齢者数割合等補正)…国補助1/3を除く2/3が地方交付税措置 ④非自発的退職者保険税軽減分(前年所得の30/100で保険税を積算)…国特別調整交付金対象 【市独自】 ①その他(福祉医療 市単独助成事業実施による交付金減額措置分) |
| 歳出 | 保険給付費 | 保険者が支給する医療給付費(療養給付費・療養費・高額療養費)及び出産育児諸費・葬祭費・移送費・高額介護合算の合計 |
| | 後期高齢者支援金 | 後期高齢者医療の加入者の医療費に充てられる拠出金 |
| | 介護納付金 | 介護サービスの財源となるもので保険者が負担する納付金 |
| | 共同事業拠出金 | 高額医療費共同事業(1件80万円以上)と保険財政共同安定化事業(1件1円以上80万円未満)の医療費について県内の市町で調整するもので、当該事業の拠出金が「共同事業交付金」の財源となる |

国民健康保険事業 主な用語・事務事業 説明

【一般】

| No | 用語 | 説明 |
|----|------------------------|--|
| 1 | 医療保険制度 | <p>医療保険は、疾病や負傷の際の医療費を補償し、十分な医療が受けられることを目的とする保険制度で、次のように分類されている。現在、国民の全てがいずれかの制度に加入しており、これがいわゆる「国民皆保険」と言われている。</p> <p>ア 被用者保険(職域保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)健康保険法に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> ①協会けんぽ(一般被用者・日雇労働者) ②組合管掌健康保険(所定の規模以上の事業所の被用者) (2)船員保険法に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> ①船員 (3)各種共済組合法に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> ①国家公務員共済組合法(国家公務員) ②地方公務員等共済組合法(地方公務員) ③私立学校教職員共済法(私学教職員) <p>イ 地域保険</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)国民健康保険法に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> ①市町村国保(一般国民) ②国民健康保険組合(一般国民で同業者300人以上) (2)高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> ①後期高齢者医療制度(75歳以上の高齢者等) |
| 2 | 被用者 | 人に雇われている人。労働契約に基づき、使用者から賃金を受け取つて労働に従事する者。 |
| 3 | 医療費・療養費 | 医療費は、病院や診療所などの保健医療機関において、点数化された療養費として現物給付(予算では療養給付費)されたものと、保健医療機関以外の医療機関(鍼灸院・接骨院等)などにおいて受けた医療行為に対して、いったん全額負担した後、現金給付(予算では療養費)される療養費とがある。なお、健康診断、予防接種、正常な妊娠・出産の費用は含まれない。 |
| 4 | 高額療養費 | 1ヶ月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたときは、申請して認められると限度額を超えた分が支給される。限度額は、70歳未満の人と、70歳以上75歳未満の人では異なり、また、所得の状況によっても異なる。 |
| 5 | 高額医療・高額介護合算制度 | 世帯内で国保・介護保険の両保健から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、申請をすると国保・介護を通じた自己負担限度額(毎年8月から翌年7月までの年額)を超えた分が払い戻される。 |
| 6 | 退職者医療制度 | 会社などを退職して年金(厚生年金など)を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けることになる。この対象者を「退職被保険者等」としている。本制度は平成27年3月末に廃止されており、その時点での退職被保険者及びその被扶養者が65歳到達まで退職被保険者として継続している。 |
| 7 | 後期高齢者医療制度 | 75歳(一定の障がいのある人は65歳)以上の人には、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになる。なお、75歳になったときの届出は必要な |
| 8 | 特定健診・特定保健指導 | 生活習慣病のもととなるメタボリックシンドロームやその予備群となる人を早期発見し、改善してもらうために40歳以上75歳未満の方を対象に実施されている。 [メタボリックシンドローム] メタボリックは「代謝」の意味で、代謝症候群ともよばれる複合生活習慣病。血糖値や血圧がやや高く、お腹が出てきた人をさす。 |
| 9 | 国民健康保険団体連合会(国保連合会) | 市町村や国民健康保険組合が共同して国民健康保険事業を運営するために設置された組織で、国民健康保険法に基づく公法人。主な業務は、公費負担医療や診療報酬などの審査・支払業務、保険者事務の共同処理、保健事業の振興、広報宣伝活動などがある。 |
| 10 | 社会保険診療報酬支払基金(診療報酬支払基金) | 医療保険制度を円滑に運営するために設置された審査機関で、社会保険診療報酬支払基金法に基づく民間法人。主な業務は、被用者保険分に係る診療報酬の審査・支払業務。老人保健・退職者医療・介護保険関係業務に係る保険者拠出金の徴収、市町村への交付金交付など。 |
| 11 | 財政調整基金 | 国民健康保険事業の健全な発展に資するため、設置されている。 基金の名称:国民健康保険特別会計事業勘定財政調整基金 |
| 12 | 国民健康保険運営協議会 | 国民健康保険事業の運営にあたり、それぞれの立場の利害を調整し、その運営が円滑に行われるよう市長の諮問機関として設置された機関で、公平の立場から重要案件を答申することにより国保財政の健全なる発展に寄与することを目的としている。 |

【歳入】

| No | 用語 | 説明 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 国民健康保険税 | (医療分) 基本的に、その年度に予測される医療費から、病院などで支払う一部負担金(自己負担金)と国・県からの支出金を差し引いた分が、保険税の総額となる。これを世帯ごとの加入者数や、所得などに応じて公平に負担するように決められる。 (後期高齢者支援金等分) 国民健康保険事業に要する費用として徴収し、後期高齢者支援金等に充てられる。 (介護分) 国民健康保険事業に要する費用として徴収し、介護納付金に充てられる。 ※平等割(一世帯当たり一律の額) 均等割(国保加入者数に応じて決まる額) 所得割(世帯の中の国保加入者の前年中の所得に応じて決まる額) 資産割(国保加入者の固定資産税に応じて決まる額) の合計額 |
| 2 | 療養給付費等負担金(療養給付費分) | 保険者が健全な運営を行えるよう、国が一般被保険者の療養給付費等の一部を負担するもの(療養給付費×定率32%) ※当該年の3月診療から翌年2月診療分が対象 ただし、福祉医療対象者の医療費に調整率をかけたり、法定繰入の国県負担分や前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・介護納付金・第三者納付金等を差し引いたものに定率をかけての交付となり、実質32%の交付にはならない。 |
| 3 | 高額医療費共同事業負担金(国庫支出金・県支出金) | 高額医療費共同事業の費用に充てるため、国(1/4)、県(1/4)から交付されるもので、この負担金に市(1/2)負担分を合せ、高額医療費共同事業拠出金として国保連合会に支出している。 |
| 4 | 特定健康診査等負担金(国庫支出金・県支出金) | 高齢者の医療の確保に関する法律第18条の規定に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制することを目的に、平成20年4月からの各医療保険の保険者に義務付けられた特定健康診査等に係る費用の一部を国・県が負担するもの。(負担割合:国1/3・県1/3※それぞれの補助基準額設定あり) |
| 5 | 普通調整交付金(国庫支出金) | 一般被保険者に係る所得を考慮して算出する額(調整対象収入額)が一般被保険者に係る療養の給付費の保険者負担金額、療養費支給等を考慮して算出する額(調整対象需要額)に満たない市町村に対し、その平衡に満たない額を補うことにより、市町村間における財政力の不均衡を解消するため国から交付される。 |
| 6 | 特別調整交付金(国庫支出金) | 画一的な財政力の測定基準によって交付される普通調整交付金の配分では、措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して国から交付される。 ※特別の事情: 保険税軽減、ジェネリック医薬品促進事業等 |
| 7 | 退職療養給付費交付金(現年度分・過年度分) | 退職被保険者等の医療給付費及び退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金は、退職被保険者等に係る国保税及び被用者保険等保険者の拠出金を財源とする療養給付費等交付金によって賄われることになっており、診療報酬支払基金から交付される。 |
| 8 | 前期高齢者交付金(現年度分) | 高齢者の医療の確保に関する法律第32条の規定により交付される交付金で、65歳から74歳までの前期高齢者は、国保や被用者保険など各々の医療保険制度で医療を受けているが、国保には退職者が大量に加入することで、被用者保険など他の制度との間で前期高齢者に係る医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整するため各制度の75歳未満の加入者数に応じて、前期高齢者医療費を負担するよう財政調整を行うもので、診療報酬支払基金から交付される。 |
| 9 | 普通調整交付金(県支出金) | 三位一体改革に伴い、療養給付費等負担金の支給率減額など、各保険者の国保財政への影響を考慮し、医療給付費の定率国庫負担金減少相当分を県が交付し、激変緩和措置を講じている。 |
| 10 | 特別調整交付金(県支出金) | 国保財政安定のための財政調整及び事業への取組状況により交付されるもので、国の調整交付金の減額相当分として県から交付される。国の前年度普通調整交付金の10%の1/3を財政調整分として交付されるものと、医療費適正化や保険税収納率向上などの事業実施状況に応じた加算交付分がある。 |

【歳入】

| No | 用語 | 説明 |
|----|--|---|
| 11 | 高額医療費共同事業交付金 | 国保連合会が事業主となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、一般被保険者が同一月内にそれぞれひとつの病院等で受けた療養費が80万円を超えるレセプトの80万円を超えた部分に100分の59を乗じて得た金額が国保連合会から交付される。なお、この財源は、市町村国保からの高額医療費共同事業拠出金で賄われている。 |
| 12 | 保険財政共同安定化事業交付金 | 医療制度改革により、平成18年10月に新たに実施された事業で、県内の市町村国保間の保険料(税)の平準化、財政の安定を図るため、市町村国保からの保険財政共同安定化事業拠出金を財源に、療養の給付に要する費用等について、1円以上80万円未満のレセプトの総額の100分の59に相当する額から、高額医療費共同事業交付金の交付額を減じた額が国保連合会から交付される。 |
| 13 | 一般会計繰入金 (法定・政令規定分) 保険基盤安定繰入金(国保税軽減分) | 国保税を軽減した総額を基礎とし、一般会計から繰り入れるもの。財源として県が3/4、市が1/4を負担している。 |
| | 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) | 保険税軽減対象者の一般被保険者数に応じ平均保険税の一定割合を公費で補填し、低所得者の多い保険者を支援することにより、中間所得者層の保険税負担を軽減することを目的に国保特別会計へ繰り入れるもの。財源として国が1/2、県が1/4、市が1/4を負担している。 |
| | 職員給与費等繰入金 | 国保特別会計に携わる職員に係る人件費及び物件費等について、一般会計から繰り入れるもの。 |
| | 出産育児諸費繰入金 | 出産育児一時金に係る費用の2/3を市負担分として、一般会計から繰り入れるもの。 |
| | 財政安定化支援事業繰入金 | 国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するために一般会計から繰り入れるもので、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることから、年齢構成による一人当たり医療費差額に高齢被保険者数(60歳以上75歳未満)を乗じ、高齢被保険者数の割合による補正を行った額の一定割合を繰り入れる。 |
| | その他繰入金(非自発的退職者保険税軽減分) | 倒産・解雇・雇止めなどの理由で離職された方(非自発的失業者)が、安心して医療にかかるよう、国保税の負担を軽減するため、前年所得の30/100で保険税を積算したことによる保険税軽減分を国保会計に繰り入れいるもの。※国特別調整交付金対象 |
| | (法定外分) その他繰入金(福祉医療事業実施に伴う波及影響) | 市単独福祉医療費助成事業実施に伴う交付金減額影響分を繰り入れるもの。 |
| 14 | 療養給付費交付金繰越金 | 前年度療養給付費交付金の返還を想定し、療養給付費交付金繰越金を計上するもの。 |
| 15 | 前年度繰越金 | 前年度における余剰金を繰り越したもの。 |
| 16 | 延滞金(一般・退職) | 国保税を納期限までに完納しない場合、延滞利子の意味で課せられる徴収金 |
| 17 | 第三者納付金(一般・退職) | 一般・退職被保険者が交通事故等により、国保による治療を受けた場合、その費用を加害者(第三者)から、責任割合に応じ損害賠償金として受け入れるもの。 |
| 18 | 返納金(一般・退職) | 一般・退職被保険者が、国保資格喪失後(社保加入、転出等)に国保を使用した場合に国保診療に係る返納金を受け入れるもの。 |

【歳出】

| No | 用語 | 説明 |
|----|------------------|--|
| 1 | 療養給付費(一般・退職) | 一般・退職被保険者等の疾病、負傷に対する保険者負担の費用 |
| 2 | 療養費(一般・退職) | 一般・退職被保険者等の疾病、負傷に対し療養の給付をうけないもの(柔道整復、あんま、マッサージ、はり、灸等)の費用及び資格証明書交付者等(10割受診者)への保険者負担費用 |
| 3 | 審査支払手数料 | 療養取扱機関から提出された診療報酬の請求内容審査と医療費の支払いについては、国保連合会が行っており、その診療報酬明細等の審査等に係る手数料費用 |
| 4 | 高額療養費(一般・退職) | 一般・退職被保険者等で同じ人が同じ月内に同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、その超えた分の保険者負担費用 |
| 5 | 高額介護合算療養費(一般・退職) | 一般・退職被保険者等で医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合、その超えた分の保険者負担費用 |
| 6 | 移送費(一般・退職) | 一般・退職被保険者等で、災害現場や離島などからやむを得ず重病人を移送する場合の保険者負担費用 |
| 7 | 出産育児一時金 | 国保被保険者が出産したときに、世帯主に対して出産育児一時金42万円(一子につき)を支給する費用 |
| 8 | 出産育児一時金支払手数料 | 直接払い制度により出産育児一時金を支払った際の国保連合会への支払手数料 |
| 9 | 葬祭費 | 国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対して葬祭費5万円を支給する費用 |
| 10 | 後期高齢者支援金 | 後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金を交付するための費用に充てるため、診療報酬支払基金が各保険者から徴収するもの。 |
| 11 | 前期高齢者納付金 | 各保険者が各保険者の前期高齢者給付費及び後期高齢者支援金の額をもとに、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定した額を負担する。つまり、当該負担額が当該保険者の前期高齢者に係る給付費等の額よりも低い場合には、その差額が交付金として交付され、高い場合はその差額につき納付金を診療報酬支払基金に納付する。 |
| 12 | 介護納付金 | 介護保険の財源として、各保険者が診療報酬支払基金に納付する費用 ※拠出根拠:H28年度概算納付金ー(H26年度概算納付金ーH26年度確定納付金)+調整金額) |
| 13 | 高額医療費共同事業拠出金 | 高額医療費共同事業負担金の財源として国保連合会に拠出する費用 ※拠出根拠 基準拠出対象額×(本市の前々年度及びその直前の2ケ年度の一般被保険者の対象医療費等を合算した額÷県内市町村の前々年度及びその直前の2ケ年度の一般被保険者の対象医療費等を合算した額) ※拠出割合:国1/4・県1/4・市1/2 |
| 14 | 保険財政共同安定化事業拠出金 | 保険財政共同安定化事業の財源として国保連合会に拠出する費用 ※拠出根拠:①と②の合計額 ①基準拠出対象額×1/2×(本市の前々年度及びその直前の2ケ年度の基準拠出対象額÷県内市町村の前々年度及びその直前の2ケ年度の基準拠出対象額) ②基準拠出対象額×1/2×(本市の前々年度一般被保険者数(各月合計)÷県内市町村の前々年度一般被保険者数(各月合計)) |
| 15 | 特定健康診査等事業費 | 生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制することを目的に実施する健康診査・保健指導に係る費用 |
| 16 | 保健事業費(保健衛生普及費) | 医療費適正化の取組(レセプト点検、医療費通知・後発医薬品差額通知による適正受診の呼びかけ等による医療費抑制の取組)に係る費用 |

国民健康保険加入被保険者数等の状況

| 年齢 | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度(H29.7月末) | | |
|-------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|-----|-------|-----------------|-----|-------|
| | 一般 | 退職 | 合計 | 一般 | 退職 | 合計 | 一般 | 退職 | 合計 | 一般 | 退職 | 合計 |
| 0～4 | 231 | 0 | 231 | 211 | 0 | 211 | 186 | 0 | 186 | 172 | 0 | 172 |
| 5～9 | 287 | 0 | 287 | 275 | 0 | 275 | 248 | 0 | 248 | 237 | 0 | 237 |
| 10～14 | 330 | 2 | 332 | 315 | 0 | 315 | 265 | 0 | 265 | 274 | 0 | 274 |
| 15～19 | 395 | 4 | 399 | 366 | 6 | 372 | 349 | 2 | 351 | 326 | 2 | 328 |
| 20～24 | 298 | 6 | 304 | 264 | 4 | 268 | 234 | 3 | 237 | 214 | 2 | 216 |
| 25～29 | 289 | 9 | 298 | 254 | 3 | 257 | 216 | 1 | 217 | 205 | 1 | 206 |
| 30～34 | 380 | 4 | 384 | 362 | 6 | 368 | 325 | 4 | 329 | 320 | 3 | 323 |
| 35～39 | 440 | 2 | 442 | 394 | 2 | 396 | 356 | 3 | 359 | 352 | 4 | 356 |
| 40～44 | 490 | 1 | 491 | 505 | 0 | 505 | 452 | 0 | 452 | 448 | 0 | 448 |
| 45～49 | 492 | 1 | 493 | 480 | 2 | 482 | 481 | 0 | 481 | 477 | 0 | 477 |
| 50～54 | 540 | 2 | 542 | 475 | 1 | 476 | 463 | 1 | 464 | 462 | 1 | 463 |
| 55～59 | 709 | 27 | 736 | 708 | 12 | 720 | 635 | 6 | 641 | 612 | 4 | 616 |
| 60～64 | 1,031 | 525 | 1,556 | 998 | 369 | 1,367 | 1,020 | 218 | 1,238 | 1,057 | 175 | 1,232 |
| 65～69 | 2,290 | 0 | 2,290 | 2,465 | 0 | 2,465 | 2,454 | 0 | 2,454 | 2,462 | 0 | 2,462 |
| 70～74 | 1,886 | 0 | 1,886 | 1,768 | 0 | 1,768 | 1,800 | 0 | 1,800 | 1,820 | 0 | 1,820 |
| 計 | 10,088 | 583 | 10,671 | 9,840 | 405 | 10,245 | 9,484 | 238 | 9,722 | 9,438 | 192 | 9,630 |
| 世帯数 | | | | 5,828 | | 5,691 | | | 5,488 | | | 5,493 |

| 人口 | 国保人口 | 加入率 | 人口 | 国保人口 | 加入率 | 人口 | 国保人口 | 加入率 | 人口 | 国保人口 | 加入率 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 40,473 | 10,671 | 26.36% | 39,717 | 10,245 | 25.79% | 39,050 | 9,722 | 24.89% | 38,865 | 9,630 | 24.77% |

国民健康保険税 年度別調定・収納状況

(単位:円)

| 区分 | 当該年度分 | | | | | 滞納緑越分 | | | | | 合計 | | |
|--------|---------------|---------------|-------------|-------|-------------|------------|-------------|-------|---------------|---------------|-------------|-------|-----|
| | 年度・項目 | 調定額 | 収納額 | 未収額 | 収納率 | 調定額 | 収納額 | 未収額 | 収納率 | 調定額 | 収納額 | 未収額 | 収納率 |
| 平成17年度 | 1,227,398,729 | 1,160,138,933 | 67,259,796 | 94.5% | 209,278,721 | 51,610,297 | 157,668,424 | 24.7% | 1,436,677,450 | 1,211,749,230 | 224,928,220 | 84.3% | |
| 平成18年度 | 1,424,345,400 | 1,332,053,362 | 92,292,038 | 93.5% | 220,038,407 | 45,057,827 | 174,980,580 | 20.5% | 1,644,383,807 | 1,377,111,189 | 267,272,618 | 83.7% | |
| 平成19年度 | 1,434,693,200 | 1,338,555,377 | 96,137,823 | 93.3% | 264,597,326 | 55,944,392 | 208,652,934 | 21.1% | 1,699,290,526 | 1,394,499,769 | 304,790,757 | 82.1% | |
| 平成20年度 | 1,230,452,200 | 1,124,822,446 | 105,629,754 | 91.4% | 264,605,904 | 58,438,899 | 206,167,005 | 22.1% | 1,495,058,104 | 1,183,261,345 | 311,796,759 | 79.1% | |
| 平成21年度 | 1,201,435,300 | 1,094,038,026 | 107,397,274 | 91.1% | 289,770,553 | 61,410,483 | 228,360,070 | 21.2% | 1,491,205,853 | 1,155,448,509 | 335,757,344 | 77.5% | |
| 平成22年度 | 1,151,502,400 | 1,049,070,849 | 102,431,551 | 91.1% | 319,957,529 | 63,673,729 | 256,283,800 | 19.9% | 1,471,459,929 | 1,112,744,578 | 358,715,351 | 75.6% | |
| 平成23年度 | 1,137,124,042 | 1,043,723,484 | 93,400,558 | 91.8% | 344,173,710 | 66,961,679 | 277,212,031 | 19.5% | 1,481,297,752 | 1,110,685,163 | 370,612,589 | 75.0% | |
| 平成24年度 | 1,109,075,100 | 1,021,376,716 | 87,698,384 | 92.1% | 359,239,041 | 78,991,193 | 280,247,848 | 22.0% | 1,468,314,141 | 1,100,367,909 | 367,946,232 | 74.9% | |
| 平成25年度 | 1,099,877,600 | 1,019,266,103 | 80,611,497 | 92.7% | 356,302,391 | 84,457,393 | 271,844,998 | 23.7% | 1,456,179,991 | 1,103,723,496 | 352,456,495 | 75.8% | |
| 平成26年度 | 1,073,026,300 | 1,006,631,591 | 66,394,709 | 93.8% | 340,617,653 | 85,920,143 | 254,697,510 | 25.2% | 1,413,643,953 | 1,092,551,734 | 321,092,219 | 77.3% | |
| 平成27年度 | 1,026,490,600 | 960,735,796 | 65,754,804 | 93.6% | 308,751,863 | 67,832,862 | 240,919,001 | 22.0% | 1,335,242,463 | 1,028,568,658 | 306,673,805 | 77.0% | |
| 平成28年度 | 1,025,589,400 | 958,324,789 | 67,264,611 | 93.4% | 296,179,666 | 60,168,229 | 236,011,437 | 20.3% | 1,321,769,066 | 1,018,493,018 | 303,276,048 | 77.1% | |

国民健康保険税 滞納額の推移

(単位:千円)

400,000

350,000

300,000

250,000

209,279

200,000

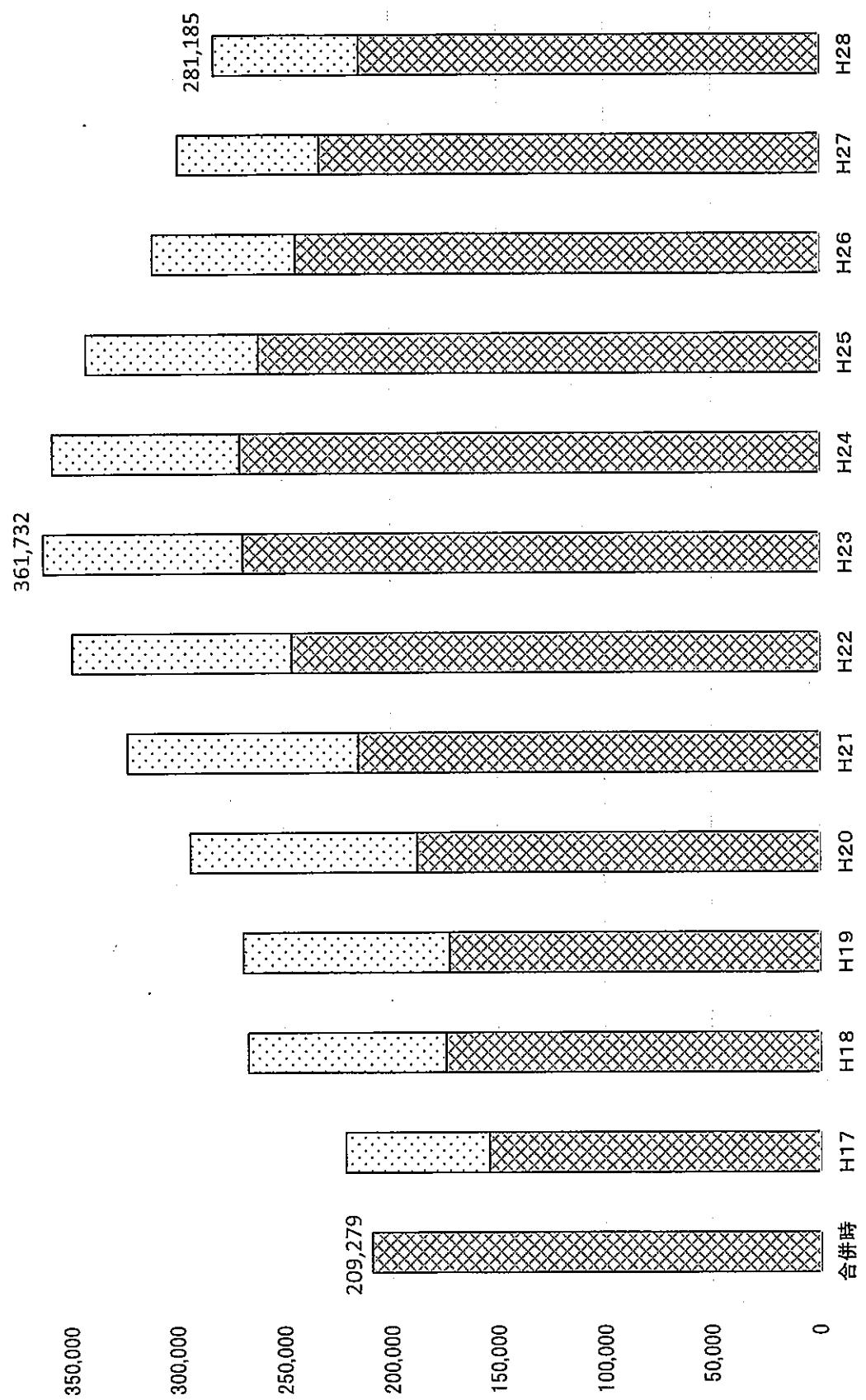
150,000

100,000

50,000

0

合併時



医療費の推移(H24～H28年度)

一般被保険者分

(単位:千円)

| | 平成24年度 A | 平成25年度 B | 平成26年度 C | 平成27年度 D | 平成28年度 E | 対前年度伸び率 (%) |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------------------|
| | B/A | C/B | D/C | E/D | | |
| 療養給付費 | 2,400,111 | 2,399,024 | 2,482,789 | 2,609,840 | 2,580,373 | 99.95 103.49 105.12 98.87 |
| 療養費 | 22,884 | 23,163 | 23,389 | 22,388 | 23,966 | 101.22 100.98 95.72 107.05 |
| 高額療養費 | 293,041 | 290,514 | 314,784 | 342,504 | 366,747 | 99.14 108.35 108.81 107.08 |
| 合計 | 2,716,036 | 2,712,701 | 2,820,962 | 2,974,732 | 2,971,086 | 99.88 103.99 105.45 99.88 |

退職被保険者分

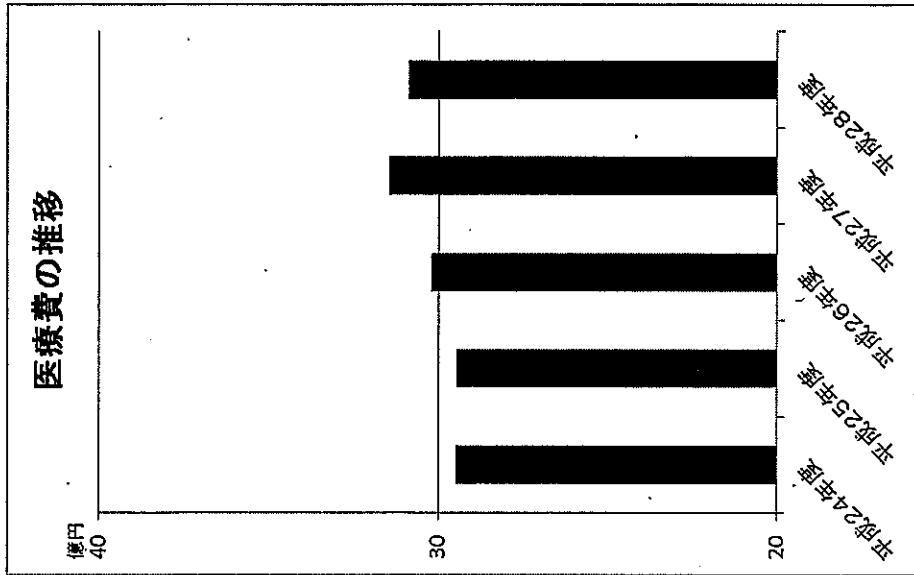
(単位:千円)

| | 平成24年度 A | 平成25年度 B | 平成26年度 C | 平成27年度 D | 平成28年度 E | 対前年度伸び率 (%) |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------|
| | B/A | C/B | D/C | E/D | | |
| 療養給付費 | 205,054 | 202,583 | 175,123 | 149,028 | 98,441 | 98.79 86.45 85.10 66.06 |
| 療養費 | 2,298 | 2,602 | 1,287 | 1,282 | 788 | 113.23 49.46 99.61 61.47 |
| 高額療養費 | 24,672 | 28,741 | 24,285 | 20,363 | 17,299 | 116.49 84.50 83.85 84.95 |
| 合計 | 232,024 | 233,926 | 200,695 | 170,673 | 116,528 | 100.82 85.79 85.04 68.28 |

一般被保険者分+退職被保険者分

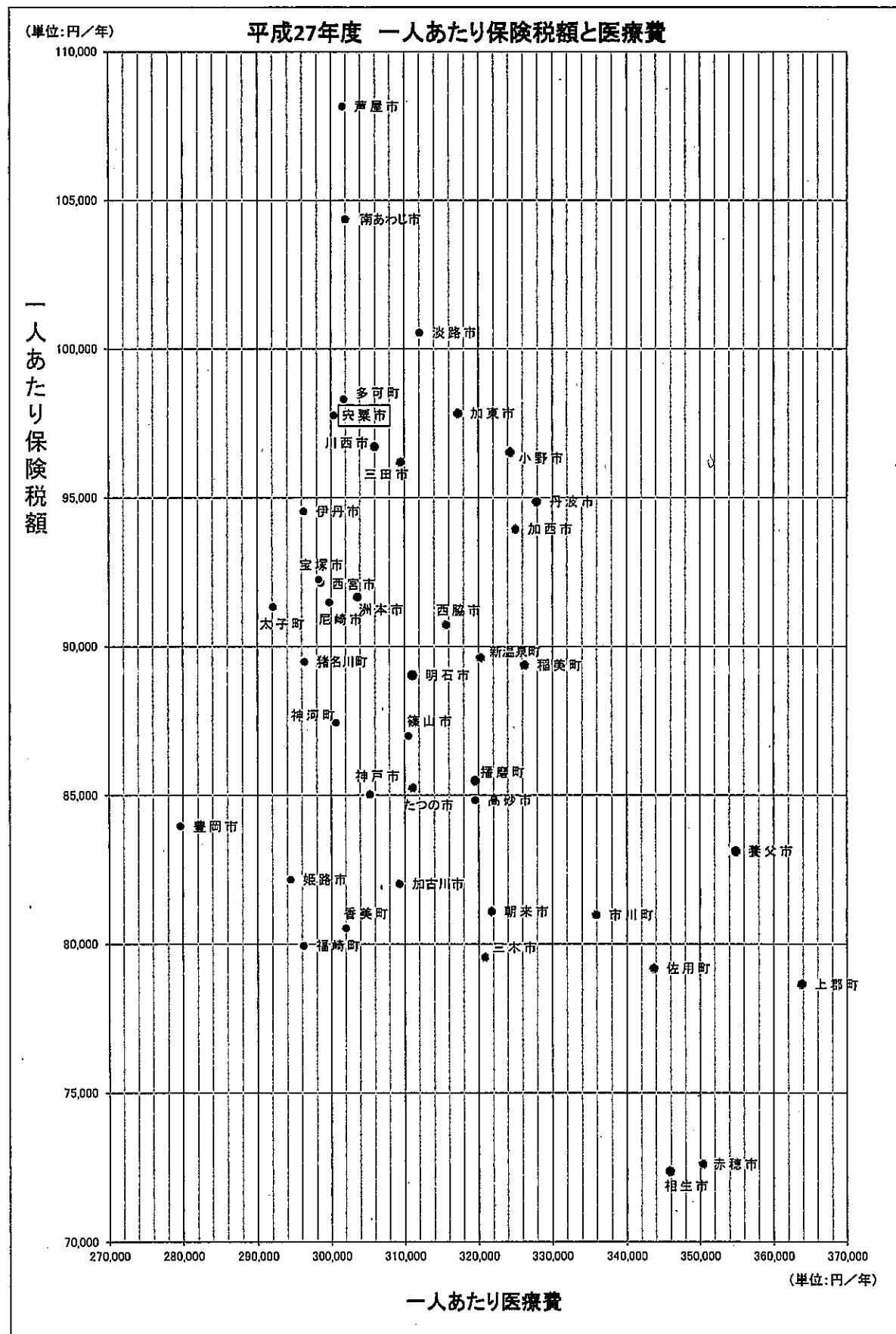
(単位:千円)

| | 平成24年度 A | 平成25年度 B | 平成26年度 C | 平成27年度 D | 平成28年度 E | 対前年度伸び率 (%) |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------|
| | B/A | C/B | D/C | E/D | | |
| 療養給付費 | 2,605,165 | 2,601,607 | 2,657,912 | 2,758,868 | 2,678,814 | 99.86 102.16 103.80 97.10 |
| 療養費 | 25,182 | 25,765 | 24,676 | 23,670 | 24,754 | 102.32 95.77 95.92 104.58 |
| 高額療養費 | 317,713 | 319,255 | 339,069 | 362,867 | 384,046 | 100.49 106.21 107.02 105.84 |
| 合計 | 2,948,060 | 2,946,627 | 3,021,657 | 3,145,405 | 3,087,614 | 99.95 102.55 104.10 98.16 |



平成27年度 1人あたり保険税額と給付費 ※H27兵庫の国保データより抜粋

| No | 市町名 | 年間平均 被保険者数 (人) | 保険税(料)額 (千円) | 一人あたり保 険税(料)額 (円) | 保険給付費 (千円) | 一人あたり保 険給付費 (円) |
|----|-------|----------------------|-----------------|-------------------------|---------------|-----------------------|
| 1 | 神戸市 | 374,069 | 31,804,645 | 85,023 | 114,447,161 | 305,298 |
| 2 | 姫路市 | 133,788 | 10,992,184 | 82,161 | 39,477,082 | 294,429 |
| 3 | 尼崎市 | 120,432 | 11,017,489 | 91,483 | 36,178,016 | 299,792 |
| 4 | 明石市 | 68,917 | 6,135,733 | 89,031 | 21,489,828 | 311,104 |
| 5 | 西宮市 | 102,509 | 9,444,728 | 92,136 | 30,680,352 | 298,582 |
| 6 | 洲本市 | 12,931 | 1,185,183 | 91,654 | 3,935,392 | 303,695 |
| 7 | 芦屋市 | 22,439 | 2,426,849 | 108,153 | 6,785,372 | 301,636 |
| 8 | 伊丹市 | 48,106 | 4,547,861 | 94,538 | 14,285,669 | 296,288 |
| 9 | 相生市 | 8,264 | 598,030 | 72,366 | 2,862,881 | 345,873 |
| 10 | 加古川市 | 66,266 | 5,434,597 | 82,012 | 20,544,305 | 309,291 |
| 11 | 赤穂市 | 11,769 | 854,457 | 72,602 | 4,131,244 | 350,408 |
| 12 | 西脇市 | 10,634 | 964,727 | 90,721 | 3,363,249 | 315,619 |
| 13 | 宝塚市 | 54,344 | 5,013,306 | 92,251 | 16,248,519 | 298,324 |
| 14 | 三木市 | 21,835 | 1,736,858 | 79,545 | 7,019,604 | 320,851 |
| 15 | 高砂市 | 23,445 | 1,988,989 | 84,836 | 7,508,076 | 319,552 |
| 16 | 川西市 | 39,686 | 3,838,031 | 96,710 | 12,167,932 | 305,990 |
| 17 | 小野市 | 12,028 | 1,161,041 | 96,528 | 3,908,592 | 324,332 |
| 18 | 三田市 | 21,973 | 2,113,671 | 96,194 | 6,815,332 | 309,549 |
| 19 | 加西市 | 11,311 | 1,062,546 | 93,939 | 3,684,336 | 325,071 |
| 20 | 猪名川町 | 7,338 | 656,646 | 89,486 | 2,179,515 | 296,372 |
| 21 | 加東市 | 8,704 | 851,508 | 97,829 | 2,767,327 | 317,281 |
| 22 | 多可町 | 5,521 | 542,745 | 98,306 | 1,669,479 | 301,769 |
| 23 | 稻美町 | 8,366 | 747,626 | 89,365 | 2,735,621 | 326,319 |
| 24 | 播磨町 | 8,844 | 756,003 | 85,482 | 2,831,897 | 319,589 |
| 25 | 市川町 | 3,385 | 274,080 | 80,969 | 1,139,321 | 335,906 |
| 26 | 福崎町 | 4,650 | 371,718 | 79,939 | 1,380,701 | 296,218 |
| 27 | 神河町 | 2,950 | 257,940 | 87,437 | 888,779 | 300,645 |
| 28 | 太子町 | 7,924 | 723,711 | 91,332 | 2,319,751 | 292,144 |
| 29 | たつの市 | 20,167 | 1,719,070 | 85,242 | 6,286,355 | 311,133 |
| 30 | 上郡町 | 4,283 | 336,804 | 78,637 | 1,560,840 | 363,861 |
| 31 | 佐用町 | 4,591 | 363,484 | 79,173 | 1,580,550 | 343,687 |
| 32 | 宍粟市 | 10,521 | 1,028,569 | 97,763 | 3,166,630 | 300,413 |
| 33 | 香美町 | 5,293 | 426,226 | 80,526 | 1,601,396 | 302,039 |
| 34 | 新温泉町 | 4,037 | 361,793 | 89,619 | 1,295,218 | 320,319 |
| 35 | 養父市 | 6,555 | 544,816 | 83,115 | 2,330,153 | 354,903 |
| 36 | 朝来市 | 7,770 | 630,005 | 81,082 | 2,504,619 | 321,787 |
| 37 | 丹波市 | 16,105 | 1,527,735 | 94,861 | 5,292,033 | 327,943 |
| 38 | 篠山市 | 10,468 | 910,637 | 86,992 | 3,257,090 | 310,520 |
| 39 | 淡路市 | 14,544 | 1,462,209 | 100,537 | 4,548,312 | 312,080 |
| 40 | 南あわじ市 | 15,492 | 1,616,716 | 104,358 | 4,687,891 | 301,992 |
| 41 | 豊岡市 | 22,553 | 1,893,404 | 83,954 | 6,319,540 | 279,663 |



※H27兵庫の国保より
 ◆給付費 第4表1 保険者別1人当たり経理状況(その1) 《支出》保険給付費数値抜粋
 ◆保険税 第4表1 保険者別1人当たり経理状況(その1) 《収入》保険税抜粋

宍粟市国保加入中の40歳～75歳未満の皆さん



自分の体を
知ることから
始めましょう

現在の健康状態を
チェックしましょう

特定健診

を受けましょう。

どんなことを調べるの？

「健康には自信があるから私は大丈夫！」
「忙しいので時間が作れない」「面倒くさいな～」
「病気が見つかったら怖い」などいろいろな理由で特定健診を受けていないという人がおられます。年に1度は健診を受けましょう。

病気は、自覚症状がなければ気付かぬうちに進行してしまいます。ほんの少しの時間で安心を得ると考えると、時間の無駄にはなりません。また病気が見つかったとしても、早期発見、早期治療することができます。病気の発見が遅れると治療費がかさみ、治療にも時間がかかります。

健康に過ごすために特定健診受診の機会を活用しましょう。

問診票
への記入

血圧測定
最高・最低血圧
によって高血圧
かどうか判断

身体計測
身長・体重
腹囲の測定

血液検査
高血糖や脂質異常、肝機能障害
がないか確認

身体診察
医師の聴診などによる検査

検尿
尿糖・尿蛋白
の検査

健診を
受けた後は？

健診結果から必要に応じた

特定保健指導が受けられます

全ての受診者へ
情報提供

メボ'リックシット'ローム
のリスクのある人
動機づけ支援

メボ'リックシット'ローム
のリスクが高い人
積極的支援

【申し込み方法】

宍粟市の特定健診は自治会を通じて、(4月以降随時)申し込み用紙を配布いたします。「受診の調査・申込書」に記入し、地区の役員さんにお渡しいただくか、健康増進課またはお近くの保健福祉センターに直接提出してください。自治会案内以降に国保に加入された方の申し込みは、下記の問い合わせ先へお願ひします。

生活習慣病の多くは
自覚症状がないまま
進行します。
知らないうちに
『病気の芽』が
出ているかも…

平成29年度

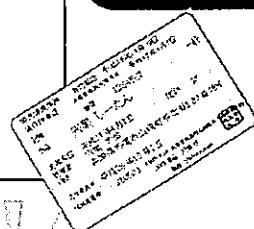


受診後の
アフターケアも
お忘れなく！
→裏面へ



| お問い合わせ先 | 日 程 | 会 場 | 日 程 | 会 場 | 健診受付時間 |
|----------------------|----------|--------------------------------------|-----------|----------------|------------|
| 保健福祉課 | 6月13日(火) | 【千種】 保健福祉 センター エーガイヤ ちくさ | 9月4日(月) | 【一宮】 センター三方 | 8:30～11:30 |
| TEL 62-1000 | 6月14日(水) | | 9月5日(火) | | |
| 一宮保健福祉センター | 6月15日(木) | | 9月20日(水) | | |
| TEL 72-2100 | 6月16日(金) | | 9月21日(木) | | |
| マイプル福祉センター | 8月1日(火) | 【波賀】 マイプル 福祉センター | 9月22日(金) | | |
| TEL 75-8800 | 8月2日(水) | | 9月27日(水) | | |
| 保健福祉センター エーガイヤちくさ | 8月3日(木) | | 9月28日(木) | | |
| TEL 76-8600 | 8月4日(金) | | 9月29日(金) | | |
| | 8月21日(月) | 【一宮】一宮保健 福祉センター (やすらぎ) | 10月10日(火) | 【山崎】 山崎文化会館 | |
| | 8月22日(火) | | 10月11日(水) | | |
| | 8月23日(水) | | 10月12日(木) | | |
| | 8月24日(木) | | 11月8日(水) | | |
| | 8月25日(金) | | 11月9日(木) | | |

受診日には必ず
持参ください
国保の保険証を



～日時指定制について～

待ち時間を少しでも減らし、スムーズに健診をうけていただくために、昨年の健診から「日時指定制」とし、あらかじめ指定した日時、場所で受診していただくことになっています。



特定健診の結果が届いたら、みなさんの健康づくりを応援する

特定保健指導を行います

特定健診の目的である生活習慣病の予防は、健診を受けただけではできません。健診の結果から日々の生活習慣の見直しを行うことで予防できるものもあります。保健指導の案内が届いた人は是非受けてください。

情報提供

受診したみなさんに

健診結果に応じた支援を行います

生活習慣の改善や健康増進に必要な『情報提供』を行います

動機づけ支援

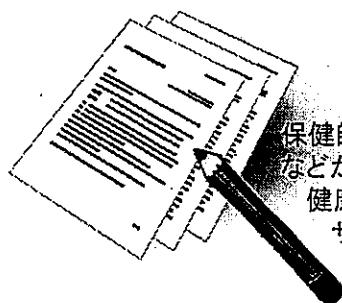
メタボのリスクがある人に

保健師等が生活習慣の改善について指導を行い6ヶ月後に改善状況を確認します。

積極的支援

メタボのリスクが高い人に

保健師等が生活習慣の改善について3ヶ月以上継続的な支援を行い、6ヶ月後に健康状態や生活習慣の改善状況を確認します。



保健師さんや栄養士さんが、あなたにあった健康づくりをサポートします。



大切なのは日頃からのちょっとした心掛けです
～生活習慣病予防のポイント～

【食事】

塩分脂分を控えめにしたバランスのよい3食の食事。お酒はほどほどに。

【運動】

無理なく始められるウォーキングをお勧めです。自分にあった運動を。

【禁煙】

健康の大敵です。本数を減らす→分煙する→最終的には禁煙が目標です。

【休息・リラックス】

ストレスは貯めこまないことが一番。適度な睡眠をとり、自分に合ったリラックス方法・ストレス発散方法で心身を休めましょう。



※病気が進行して医療機関受診を勧められている人や、すでに継続的な治療を受けている人は、原則として医療機関で治療を受けます。

平成28年度 医療費適正化関係事業取り組み内容報告

| 月別事業 | 月別事業内容 | 件数等 |
|--------|--|-------------------------------|
| 4月 | ①医療費通知（ハガキ発送） | ①4,716世帯 |
| 6月 | ①医療費通知（ハガキ発送） | ①4,654世帯 |
| 7月 | ①レセプト点検点数改定研修会参加 | ①点検員2名参加 |
| 8月 | ①医療費通知（ハガキ発送） | ①4,690世帯 |
| 10月 | ①医療費通知（ハガキ発送） ②ジェネリック医薬品差額通知 ③レセプト点検実務研修会参加 | ①4,675世帯 ②500人 ③点検員2名参加 |
| 11月 | ①被保険者証年度更新時に 医療費適正化啓発チラシを同封 ②ジェネリック医薬品差額通知 | ①5,501世帯 ②499人 |
| 12月 | ①医療費通知（ハガキ発送） | ①4,633世帯 |
| H29 2月 | ①医療費通知（ハガキ発送） | ①4,573世帯 |
| 通年事業 | 事 業 内 容 | |
| レセプト点検 | レセプト点検員2名によりチェックを行う。 ・資格点検 ・内容点検 ・縦覧点検（複数月にまたがってのチェック） ・突合点検（医科・調剤等の内容突合チェック） ・第三者行為（疑）レセプト抽出 ・レセプト点検共同処理（国保連合会との処理） ・介護保険との給付調整点検 ⇒必要に応じて疑義照会・再審査等請求を出す | |
| 後発医薬品 | 12月の保険証年次更新時に、「ジェネリック医薬品希望シール」「希望カード」を全世帯配布 | 5,501枚 |
| 適正受診 | 6～12月に実施した特定健診各会場において、医療費適正化啓発チラシを受診者に配布 | 27日間 |
| | 12月の保険証年次更新時に、適正受診啓発パンフレットを全世帯配布 | 全世帯 |
| 特定健診啓発 | 特定健診受診者を増やすために 受診啓発ティッシュを配布 | 6,000個 |